

道の駅まえばし赤城 施設利用規約

第1条（目的）

この施設利用規約（以下「本規約」という）は、株式会社ロードステーション前橋上武（以下、「指定管理者」という）が管理する道の駅まえばし赤城（以下「本施設」という）及び本施設の利用条件を定めるものである。本施設を利用する者（以下「利用者」という）は、本規約に従って利用するものとする。

また、利用申請書を行った者は全て、本規約の内容を理解し、同意したものとみなす。

第2条（適用）

本規約は、指定管理者と利用者との間の本施設の利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。ただし、本施設の専有部分に関しては、指定管理者と利用者による契約書ならびに契約書に付随する規則等により、別途定めた条件をもって利用できるものとする。

- 2 本施設は、前橋市が別途定める道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という）及び指定管理者が別途定める営業管理規則の一部を構成するものとする。
- 3 本規約の規定が前項の条例ならびに営業管理規則の規程と矛盾する場合には、指定管理者と特段の定めがない限り、条例ならびに営業管理規則が優先されるものとする。
- 4 本規約に付随するものとして、イベント利用に関するガイドラインならびに多目的室及び調理室に関するガイドラインを作成し、利用者に周知を行うものとする。

第3条（対象施設）

本施設の対象施設は別添1「対象施設図面」に定められた場所とする。ただし、前橋市ならびに本施設の責任者（以下、「駅長」という）が、特に必要と認めた場合はこの限りでない。

<対象施設概要>

No	施設名称	面積
1	地域交流施設	260.44 m ²
1-1	多目的室（会議室）	138.34 m ²
1-2	調理室	122.1 m ²
2	広場	7,042.8 m ²
2-1	屋外広場	1030.95 m ²
2-2	マーケット広場	629.85 m ²
2-3	芝生広場	5,300 m ²
2-4	屋外ステージ	82.0 m ²

令和7年4月1日

第4条（利用時間及び期間）

1. 利用者は、本施設内の各施設が定める利用時間を遵守し、利用時間以外は利用することはできない。
2. 本施設の利用時間は、臨時に変更する場合には適当な方法をもって周知する。
3. 利用者は本施設の利用時間を下表「利用時間」で申し込みができる。

※ただし、準備や撤収に要する時間も含めるため、設定時間は指定管理者と予め相談の上、決定する。

※18：00～21：00 は夜間帯料金となる。表1<利用料及び手数料>参照。

<利用時間> 9：00～21：00

4. 上記の利用時間の枠を超えて設営等が必要な場合は、別途協議により、その金額を確定する。

第5条（利用資格）

本施設を利用できるものは、次に該当するものとする。

- (1) 群馬県及び群馬県内の市町村、観光協会等の公益的又は公共的団体
- (2) その他前号に準ずるもので、指定管理者が特にその利用を認めた団体

第6条（利用申請）

本施設及び附属設備を利用しようとする者は、施設利用許可申請書（別紙様式1）、附属備品利用申請書を、利用日の前月から1週間前までに提出しなければならない。

2 本施設の仮予約は、基本利用日の属する月の3ヶ月前より、受付を行うものとする。ただし、指定管理者及び前橋市主催の大規模イベント等が決定し、日程が被っていた場合は、指定管理者より利用日1か月前までに連絡し、利用者と相談の上、日程の再調整を行うものとする。

第7条（申請書の審査及び許可）

本施設の申請書を審査し、その内容が第8条に定める「利用の制限」に該当すると認められる場合は、申請書を受理しないものとする。

- 2 申請書の内容が、第8条に定める「利用の制限」に該当しないと認めるときは、申請を受理し、施設利用許可証（別紙様式2）を発行する。

第8条（利用の制限）

- ・特定の宗教を宣伝、拡大する内容と認められる行為
- ・マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められる行為
- ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、施設管理上の支障となる者
- ・本規約の第19条 反社会的勢力の排除に違反していると認められる行為
- ・本施設の他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある行為
- ・法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- ・他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ・他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為

令和7年4月1日

- ・本施設や設備を損傷させる行為、またはそのおそれのある行為
- ・本施設の音量、重量規定を超えるおそれのある行為
- ・火気の使用または火災・爆発等の危険を生じるおそれがある行為
- ・音・振動・臭気の発生等により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある行為
- ・申込日から過去1年間に、悪質な法令違反等により、営業許可の取消し等の重大な行政処分を受けた者
- ・本施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- ・その他本施設の管理上支障があると認められる場合

第9条（利用料）

利用者は、本施設の利用に伴う区画利用料（以下「利用料」という）を支払うものとする。なお、本施設の利用に際し、営利を目的とする場合は、別途1日当たりの売上高（税込）に手数料率を乗じた金額（以下、「手数料」という）を支払うものとする。

<※表1 利用料及び手数料>

（単位：1時間あたり/円）

名称	利用人数	面積(m ²)	区分	料金		
				通常	夜間 (18:00~21:00)	
地域 交流 施設	会議室 (全面)	約16人	138.34	平日	2,500	2,500
				休日	3,200	3,200
	会議室 (1/2)	約32人	62.91	平日	1,500	1,500
				休日	1,600	1,600
	会議室 (1/4)	約64人	31.46	平日	800	800
				休日	800	800
	調理室	約36人	122.1	平日	1,500	1,800
				休日	2,200	2,500

※上記表に基づき、利用料の額に1円未満の端数が生じた際は、その端数を切捨てる。

※市の執行機関および、市の認める公共団体は別途ご案内いたしますので、予めご相談ください。

名称	貸出単位(m ²)	区分	利用料	手数料率	
広場	屋外広場	平日	1,000/日	30%	
		休日	1,250/日	30%	
	マーケット広場	平日	1,000/日	30%	
		休日	1,250/日	30%	
	芝生 広場	5	—	200/日	30%
	屋外 ステージ	—	—	7,000円/6時間	30%

令和7年4月1日

別表<附属備品利用料>

(1) 地域交流施設

施設名	名称	単位	1回の利用料
多目的室	スクリーン	1台	1,000円
	プロジェクター	1台	3,000円
	音響設備	1式	1,000円

(2) 広場

施設名	名称	単位	1回の利用料
屋外広場、芝生広場、マーケット広場	音響設備	1式	1,000円
	ベンチ(3人掛)	1脚	100円
	長机	1台	100円

※1回の利用料とは、1日のうちで当該附属設備を利用する施設の、利用許可を受けた連続の時間を「1回」とする。

※利用時間の延長又は繰り上げによる1回の使用は、1時間(30分未満は切捨、30分以上は1時間とみなす)につき、当該利用料の30%の額を加算する。

- 2 利用料は利用当日の利用開始前に支払うものとする。支払いにかかる手数料等の諸費用は利用者の負担とする。なお、利用料はすべて税込金額である。
- 3 売上高とは、利用者が飲食物等の販売その他サービスの提供をして得た対価の額の総額(税込金額)をいう。
- 4 利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、利用料は当該区分に掲げる額とする。
- 5 広場(屋外ステージを除く)の利用者が自動車において飲食店営業等を行う場合は、1台につき15平方メートルとして算定し、屋外広場を利用する場合の使用料を徴収する。
- 6 屋外広場と芝生広場を同時に利用するときは、その利用区分に応じ、屋外広場を利用する場合の利用料を徴収する。

第10条 (キャンセル等)

第12条に基づき利用許可の取消しを行った場合、また利用許可後、利用者の都合で利用を取消す場合は、次に定めるキャンセル料を支払うものとする。

8日前まで	7日～2日前まで	前日・当日
無料	使用料の半額	使用料全額

- 2 利用前に、天候不順や災害、またはその他の理由でイベントスペース等の利用が困難と指定管理者が判断した場合のキャンセル料は発生しないものとする。
- 3 利用許可を受けた開始時間後1時間以内に利用する旨の連絡がない場合は、当日キャンセルとみなし、第1項に定めるキャンセル料が発生するものとする。
- 4 キャンセル料は指定管理者から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。なお、支払いにかかる諸費用(手数料等)は利用者の負担とする。

令和7年4月1日

第11条（利用料の減免）

「道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例」第10条により、その条例に認められる場合は、減免基準取扱要綱に基づき、あらかじめ減免の対象となる資格や書面を指定管理者に提出の上、利用料等を減額し、または免除することができる。

第12条（利用の取消）

本施設の利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は利用許可施設の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が本規約に違反した場合
- (2) 利用者が施設を利用する権利を第三者に譲渡又は転貸したと認める場合
- (3) 公益上特に必要があると認める場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上、特に必要があると認める場合

第13条（禁止行為）

ア. 道の駅まえばし赤城の施設を汚損、破損、又は滅失するおそれのある行為

イ. 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物又は悪臭を発生する物の持込み

ウ. 所定の場所以外での火気の利用

エ. 他人に危害を及ぼすこと又は他人の迷惑となる行為

オ. 騒音を発生し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為

カ. ちらし等の配布

キ. 指定された場所以外の場所への車両の乗り入れ及び駐停車

ク. 前各号に定めるもの他、道の駅まえばし赤城の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

2 第1項に該当することが判明した場合、指定管理者は利用者に対し、利用の中止もしくは制限、又は許可を取り消すことができる。その場合の利用料は返金しない。また、それにより生じた一切の損失を運営事業者は補填しない。さらに、以後の利用を制限するものとする。

第14条（利用者の遵守事項）

利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 設備の利用は、施設担当者の立ち会いのもと又は指示により行うこと
- (2) 設備は当該施設内で利用するものとし、外部へ持ち出さないこと
- (3) 利用する際に持ち込む材料等は、利用許可期間中に必要なもののみとし、利用者の責任において管理すること
- (4) 設備の利用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかに指定管理者に連絡し、指示を受けること
- (6) 利用に当たっては、安全確認を十分に行い、終了後は施設の清掃等を行い、指定管理者の確認を受けること

令和7年4月1日

- (7) 作業終了後は、試作した製品、持ち込んで残った材料、利用によって生じた廃棄物や加工残渣等は、利用者が全て持ち帰ること

第15条（損害賠償の免責）

指定管理者は利用中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負わない。

- 2 利用者が、故意または過失により、他の利用者を含む第三者に損害を負わせた場合には、自らの責任で解決するものとし、指定管理者は一切の責任を負わないものとする。
- 3 施設、設備、備品などを破損又は紛失した場合は、速やかに指定管理者まで申し出ること。修理復旧費等について、利用者の負担において原状回復するか、その損害を賠償すること。

第16条（物品・サービスの責任）

利用者は法令等により定められた許可などの必要な措置をとり、利用者によって提供された物品・サービス及びそれに伴う一切の責任は利用者が負うものとする。また、本施設の利用に際し、会場設備の設営・設置に関する責任については利用者が負うものとする。

第17条(施設内の飲食・喫煙)

本施設内は、指定管理者が指定する場所に限り飲食することが可能である。

- 2 本施設は、指定管理者の定める喫煙場所以外は禁煙とする。

第18条(駐車場の利用)

駐車中の車内に置いた貴重品およびその他の物品の紛失・盗難等については、指定管理者はその責任を負わないものとする。

- 2 駐車場内の走行および移動に関しては、交通ルールを遵守し徐行運転すること。
- 3 駐車場内の本施設及び設備等を破損した場合には、利用者がその一切の費用を支払うものとする。また、利用者間の紛争が発生した場合は、指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

第19条（暴力団等反社会的勢力の排除）

利用者ならびに利用者の関係者は、現在かつ将来にわたり反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、将来にわたって表明するものとする。

- 2 利用者が前項の定め違反したと当社が判断した場合、指定管理者は、本施設の利用を制限することができるものとします。

令和7年4月1日

第20条（その他）

この要綱に定めるもののほか、とくに必要が認められる事項は協議の上、決定する。

附則 この要綱は、2023年3月21日から施行する。

附則 この要綱は、2025年4月1日から施行する。